

社会福祉法人竹井病院 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人竹井病院の役員等の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第 2 条 役員等のうち法人の職務を執行する理事・監事・評議員
に対して報酬を支給する。

(支給額)

第 3 条 支給額は年額、理事及び監事は、50,000 円・評議員及び
外部委員は 30,000 円とする。

(支給日)

第 4 条 報酬は、年度期末に支払う。

(改 正)

第 5 条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 3 月 2 0 日から施行する。

この規程を、平成 17 年 2 月 2 1 日一部改正し施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日一部改正